令和 年度分 市民税・県民税(兼国民健康保険税)申告書(分離課税等用)

フリガナ	生 年 月 日	整理番号	
氏 名	T・S・H・西暦	世 任 田 ク	
(自書)		電話番号	
マイナンバー	•	电印笛力	

「マイナンバー」欄には、あなたの個人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

短

期

般

分

2 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額一必要経費)	特別控除額
		円	円	円
		特例適用条文		

3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項

所得の種類	利	重	目	必	要	経	費	
	事業	譲渡	雑					円
	事業	譲渡	雑					
	事業	譲渡	雑					
	4	寺例適用	条文					

5 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

A 給与収入金額	B 特定支出の 金額の合計額	所得金額(A-B) (赤字の場合は0)
円	円	円

6 翌年以降に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失に関する事項

譲渡損失の 生じた年分	A前年から繰り越さ れた譲渡損失額	B本年分で差し引く 譲渡損失額	本年分で差し引くこ とのできなかった譲			
本年の3年前分 (年)	円	円	渡損失額(A-B)			
本年の2年前分			(C) 円			
(年)						
本年の1年前分			(D)			
(年)						
翌年以降に繰り起						
【(C)+(D)+本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失額】						

譲 軽 減 分 渡 一般の譲渡 1 長 収期 優良住宅地等 譲 に係る譲渡 入 居住用財産の譲渡 金 額 一般株式等の譲渡 上場株式等の譲渡 先 物 取 引 短 般 分 期 譲 減 分 軽 渡 一般の譲渡 期 所 優良住宅地等 譲 に係る譲渡 得 居住用財産の譲渡 余 一般株式等の譲渡 (A) 上場株式等の譲渡 (A) 先 物 取 引 (B)

7 繰越損失に関する事項

		1111-1212 1-121										
	株式	本年度分の4(A)から差 し引く繰越損失額	円									
	式等	翌年度以降に繰り越される損失の金額										
	先物	本年度分の4(B)から差 し引く繰越損失額										
	取引	翌年度以降に繰り越さ れる損失の金額										

8 山林所得・退職所得に関する事項

.1.++	A 収入金額		B 必要経費			C 特別控除額	D 青色申告特別控除額	所得金額(A-B-C-D)
山林		円			円	円	円	円
退職	A 収入金額		勤続年数	障	害	B 退職所得控除額	C 差引(A-B)	所得金額(C×1/2)
赵瞅	円	(年 年 月間)	有	無	円	円	円

<土地・建物等の譲渡所得等の税額の求め方>

土地や建物、株式などの資産を譲渡した場合の所得や先物取引に係る所得は、給与所得や事業所得等の 他の所得と分離して税額計算を行うことになっています。これは国税として課税する所得税と同じです。 土地・建物の譲渡においては、譲渡した資産の所有期間(譲渡した年の1月1日を基準に判定しま す。)によって長期又は短期の譲渡所得に区分され、税額の計算方法などが異なります。

1 課税所得金額



(注1) 居住用財産の譲渡の場合、一定の要件のもとに3,000万円を限度とする特別控除があり、その他収用等に係る譲渡の場合などにも特別控除があります。

(注2)総所得金額から控除しきれなかった所 得控除額がある場合、その金額を控除します。

2 長期譲渡所得と短期譲渡所得の区分

	所有期間	長期・短期の区分
土地·	5年超	長期譲渡所得
建物等	5年以下	短期譲渡所得

3 土地・建物等の譲渡所得等の税率

※所得税には復興特別所得税が加算されている

区分及び算式					
短期譲渡所得 (一般分)	課税譲渡所得金額×税率(市民税 5.4%、県民税 3.6%、所得税 30.63%)				
短期譲渡所得	課税譲渡所得金額×税率 (市民税 3.0%、県民税 2.0%、所得税 15.315%)				
(軽減所得分)	※軽減所得:租税特別措置法第28条の4第3項第1号から第3号に規定する国・地方公共団体等に対する譲渡など				
長期譲渡所得 (一般分)	課税譲渡所得金額×税率(市民税 3.0%、県民税 2.0%、所得税 15.315%)				
	<2,000万円以下>				
	課税譲渡所得金額×税率(市民税 2.4%、県民税 1.6%、所得税 10.21%)				
長期譲渡所得	<2,000万円超>				
(優良住宅地等に係る部分)	市民税 48万円+ (課税譲渡所得金額-2,000万円) ×3.0%				
	県民税 32万円+ (課税譲渡所得金額-2,000万円) ×3.0%				
	所得税 200万円+ (課税譲渡所得金額-2,000万円) ×15.315%				
	<6,000万円以下>				
	課税譲渡所得金額×税率 (市民税 2.4%、県民税 1.6%、所得税 10.21%)				
長期譲渡所得	<6,000万円超>				
(居住用財産に係る部分)	市民税 144万円+ (課税譲渡所得金額-6,000万円) ×3.0%				
	県民税 96万円+ (課税譲渡所得金額-6,000万円) ×2.0%				
	所得税 600万円+(課税譲渡所得金額-6,000万円)×15.315%				
株式等に係る譲渡所得等	課税譲渡所得金額等 × 税率 (市民税 3.0%、県民税 2.0%、所得税 15.315%)				
先物取引に係る雑所得等	課税雑所得金額等 × 税率 (市民税 3.0%、県民税 2.0%、所得税 15.315%)				

<分離課税の対象とされなかった退職所得の課税所得の税額の求め方>



- ※ 勤続年数が5年以下の法人役員等が支払を受ける退職手当等(特定役員退職手当等)は、1/2 の適用はありません。
- ※ 短期退職手当等(短期勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないもの) は、退職金の額から退職所得控除額を差し引いた額のうち300万円を超える部分は、1/2の適用はありません。

○ 退職所得控除

_	× 174771133=13	
	勤続年数	退 職 所 得 控 除
	20年以下のとき	40万円×勤続年数(最低80万円)
	20年を超えるとき	70万円×(勤続年数-20年)+800万円

※ 勤続年数に1年未満の端数がある 場合、1年に切り上げになります。